

係ノ斡旋・依リ左記條項ヲ以テ円満解決シタルニ付資書三
通ノ作製シ當事者双方互調停者各一通之ヲ保持スルモノトス

左記

一 全従業員(二十四名)ハ解雇ヲ承認シ向後、場ト進對等條件
タルコト・但シ工場真向ノ場合ハ工場主ノ都合ニ依リ優
權ヲ與ヘルコト

二 工場主ハ従業員一対ニ解雇手當トシテ日給五十五日分
計金參千二百五十一円六十錢)ヲ支給シ外ニ金一封ヲ交
付スルコト

昭和六年十二月三十日

常盤木工場主外山菊太郎

代理 藤田安忠

鈴木晃吉

従業員代表 永松安藏

藤田文治

沢沼稻次郎

岡谷博

射場武次郎

常盤木工場主外山菊太郎
代表
常盤木工場主外山菊太郎
代表
常盤木工場主外山菊太郎
代表

進而金一封ノ内容ハ工場主側ノ希望ニ依リ別紙セザルニ由
容ハ九百九十八円四十錢ニシテ合計四千二百五十一円ニ付申
添ノ候

以上

右及申(通)報候也